

議案第28号

「町田市立中学校自転車通学に関する基準」の策定について

上記の議案を提出する。

2026年2月6日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、「町田市新たな学校づくり推進計画（2025年4月一部修正）」に基づく学校統合に伴う通学区域の見直しにより、通学時間・距離が長くなる生徒の通学負担軽減を図るため、自転車通学に関する統一的な基準である「町田市立中学校自転車通学に関する基準」を策定するものです。

「町田市立中学校自転車通学に関する基準」の策定について

2021年5月に「町田市新たな学校づくり推進計画（2025年4月一部修正）」を策定し、新たな学校づくりを推進してきましたが、学校統合に伴う通学区域の見直しによって通学時間・距離が長くなることに対する保護者や地域等の要望を受けて、生徒の通学負担軽減を図るための自転車通学に関する統一的な基準として「町田市立中学校自転車通学に関する基準（以下「基準」）」を策定しました。

1 基準策定までの検討経過

基準策定に向けて、学校関係者や保護者及び地域の代表から意見等を伺うため、学校教育部管理職、町田市公立中学校校長会の代表、町田市立中学校PTA連合会の代表、町田市町内会・自治会連合会の代表で構成する「町田市立中学校自転車通学協議会」を設置し、2025年7月から11月までに協議会を3回開催して検討を行いました。

2 基準の主なポイント

「町田市立中学校自転車通学に関する基準」の主なポイントは以下のとおりです。

	ポイント	基準該当ページ
1	市や学校が取り組む安全対策について定めました	P. 3
2	自転車通学の対象となる生徒や許可に関する要件を定めました	P. 4～5
3	学校が任意で定めることができる要件やルールの考え方を定めました	P. 5
4	自転車通学の申請及び許可手順に関する考え方を定めました	P. 6
5	自転車通学の許可取消となる該当事由と処分内容等を定めました	P. 7
6	学校が取り組む安全指導の例や参考資料を示しました	P. 7～8
7	自転車通学時の事故対応について定めました	P. 11

3 基準適用対象校

本基準は市内全域の市立中学校を対象としますが、自転車通学の開始は駐輪場の整備後とします。

4 今後のスケジュール

2026年3月 文教社会常任委員会 行政報告 「基本方針」及び基準の公表

2026年度中 全市立中学校を対象とした詳細な検証、補助金支給要綱の制定、事務運用規定の策定

2027年4月 基準適用開始予定

町田市立中学校自転車通学に関する基準

2026年2月

町田市教育委員会

目次

第一章 基準の概要	1
第1 基準策定の経緯と目的	1
第2 対象市立中学校	1
第3 適用年月日	1
第4 自転車通学の実施体制の概要	2
第二章 実施体制について	3
第1 施設・制度の整備【教育委員会・学校】	3
第2 自転車通学するうえでの規程づくり【教育委員会・学校】	4
第3 学校での運営管理体制の整備【学校・生徒・保護者】	6
第4 自転車交通ルールの理解促進【学校・生徒・保護者】	9
第5 事故に遭ったときの対応（保護者、警察、学校への連絡、けが人の救護）【学校・生徒・保護者】	11
第6 保護者の責務【保護者】	11
第7 地域住民の協力【教育委員会・学校・地域】	11

第一章 基準の概要

第1 基準策定の経緯と目的

町田市教育委員会では、2021年5月に「町田市新たな学校づくり推進計画（2025年4月一部修正）」を策定し、新たな学校づくりを推進してきましたが、学校統合の検討を進めていくなかで、自宅から学校までの通学距離が2km以上あり、かつ、公共交通機関の利用が困難なことが想定される地域が生じることが明らかになりました。

これまで市立中学校への通学は、徒歩または公共交通機関を利用することとしており、自転車通学は原則として認められていませんでしたが、新たな学校づくりの推進に伴う通学区域の見直しにより、通学距離・時間が長くなることに対する保護者や地域等からの要望を受けて、通学の負担軽減策の一つとして市立中学校に通う生徒の自転車通学の検討を行うこととしました。

生徒の自転車通学に関して市立中学校の関係者や保護者及び地域の代表から意見等を伺うため、町田市教育委員会では、市職員、町田市公立中学校校長会の代表、町田市立中学校PTA連合会の代表、町田市町内会・自治会連合会の代表で構成する「町田市立中学校自転車通学協議会」を設置し、2025年7月から11月までに協議会を3回開催して検討を行いました。

協議会での検討結果を踏まえて、市立中学校で自転車通学を開始するための統一的な対象者要件や許可要件、安全確保に向けた取組やルール作り等に関する基準・考え方をまとめた「町田市立中学校自転車通学に関する基準」を策定しました。

第2 対象市立中学校

市内全域の市立中学校を対象としますが、自転車通学の開始時期は駐輪場の整備後とします。

第3 適用年月日

本基準は2027年4月1日から適用します。

第4 自転車通学の実施体制の概要

自転車通学を実施するための体制は以下のとおりです。



① 施設・制度の整備

自転車通学を安全に実施するため、駐輪場整備や通行推奨ルートの設定及び安全対策を行います。また、自転車通学に係わる費用（例えば、ヘルメット購入費や自転車損害賠償保険等の加入に係る費用）の補助を行います。

② 自転車通学をするうえでの規程づくり

自転車通学の対象や通学するうえでの許可要件を規定します。また、校内でのルール作りなども行う必要があります。

③ 学校での運営管理体制の整備

自転車通学を行う生徒の実際の申請方法、学校での許可・管理方法について整備します。

④ 自転車交通ルールの理解促進

自転車を運転するにあたって、道路交通法や条例について正しく理解している必要があります。理解を促進するためにどのようなルールを守るべきかを示します。

⑤ 事故に遭ったときの対応

生徒が交通事故に巻き込まれてしまった場合の体制について整備します。

⑥ 保護者の責務

自転車で安全に通学するためには保護者が負うべき責任があります。

⑦ 地域住民の協力

自転車通学を始めると地域の交通環境に変化を及ぼす可能性があるため、自転車通学に対する地域の理解と協力を得る必要があります。

第二章 実施体制について

第1 施設・制度の整備

(1) 駐輪場の整備【教育委員会】

自転車を適切に管理するためには対象人数に応じた駐輪場の整備が必要です。このため、教育委員会は対象校において自転車利用が想定される生徒数を推計し、関係部署に情報提供を行い、駐輪場整備に連携して取り組みます。なお、駐輪場整備のための敷地確保や建設に時間を要することから、自転車通学の実施決定から開始まで数年かかる場合があります。

駐輪場整備スケジュール（例）

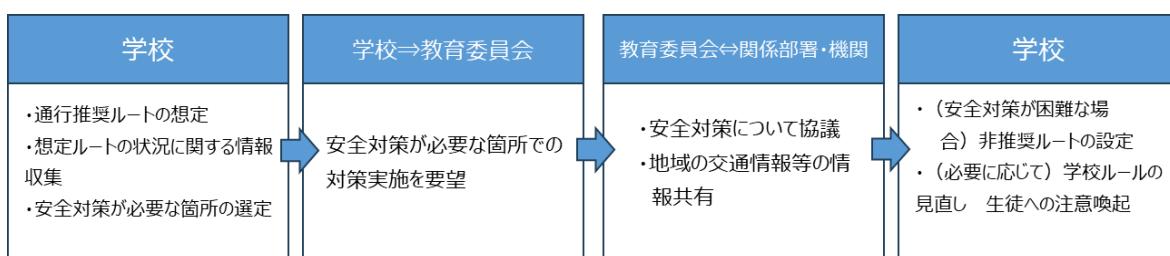
時期	駐輪場整備までの流れ
自転車通学開始の前々年度	自転車通学対象者の推計
	収容台数決定
	駐輪場スペースの確保
自転車通学開始の前年度	設計
	工事
自転車通学開始の当該年度	供用開始

(2) 道路の安全対策について【学校・教育委員会】

学校は、生徒にどのように自転車で通学してもらうか、事前に通行推奨ルートを想定する必要があります。また、保護者や地域からの情報を参考にして、必要に応じてルート上で安全対策が必要な箇所を選定します。

教育委員会は、選定された箇所について、自転車通学の開始までに関係部署・機関と連携し、安全対策を検討・実施します。検討した結果、安全対策が難しい場合、学校は、該当箇所を非推奨ルートとして設定し、生徒へ注意喚起を行います。

自転車通学の開始後は、小学校を対象とした既存の通学路安全点検のスキームを活用し、中学校の自転車通学の影響を加味した点検も行い、通行推奨ルートで新たに安全対策が必要な場合は、学校や関係機関・部署と連携して対策の検討・実施に取り組みます。また、学校のルールについても開始後の状況変化に応じて、必要な見直しを行います。



（3）自転車通学に係わる費用補助について【教育委員会】

自転車通学を始めるにあたり、ヘルメット購入費や自転車損害賠償保険等の加入に係わる経費が発生することから、自転車通学をする生徒の保護者に対して経費の一部補助を行います。

第2 自転車通学するうえでの規程づくり

（1）対象となる生徒について【教育委員会・学校】

自転車は通学に係わる負担軽減が期待できる交通手段ですが、徒歩や公共交通機関での通学とは異なり、交通事故の被害者となるだけでなく、加害者にもなる可能性がある手段です。このため、自転車通学の対象となる生徒の要件を事前に明示し、限定する必要があります。よって対象となる生徒は以下の A)～D) の条件すべて、かつ（2）（3）の要件を満たす者とします。

- A) 指定校もしくは教育委員会が定めた特認校（※1）に通学していること
- B) 自宅から学校まで徒歩での通学距離が2.0km以上あること（※2）
- C) 自宅から学校まで徒歩での通学時間が概ね30分を超える地域に居住していること（※3）
- D) 通学のために利用可能な公共交通機関（路線バス、電車）がないこと、または通学のために利用可能な公共交通機関を利用してもなお、通学時間が概ね30分を超えていていること（※4、※5）

※1 町田市立小・中学校はお住まいの住所により入学する学校（**指定校**）が定められていますが、教育委員会で定めた特定の住所地（**特認地区**）にお住まいの方については、指定校以外に、教育委員会が定める特定の学校（**特認校**）への通学を選択することができます。

※2 徒歩での通学距離は、直線距離ではなく、徒歩で自宅から学校まで合理的な経路で通学するときの距離とします。

※3 徒歩での通学時間は、徒歩で自宅から学校まで合理的な経路で通学するときの時間とします。

※4 「通学のために利用可能な公共交通機関がない」とは、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・B)及びC)に該当する地域から学校最寄りのバス停または駅に向かう公共交通機関がない場合
- ・B)及びC)に該当する地域から学校最寄りのバス停または駅に向かう公共交通機関はあるものの、登下校時間帯の運行量が極端に少ない、または公共交通機関を利用することが想定される通学者数に対して運行量が見合っていない場合
- ・B)及びC)に該当する地域から公共交通機関を利用して学校最寄りのバス停または駅に向かうためには、乗り継ぎを要する場合

※ 5 通学に利用可能な公共交通機関の通学時間は、徒歩及び公共交通機関を利用して「自宅—自宅最寄りバス停（駅）—学校最寄りバス停（駅）—学校」の区間を合理的な経路で移動するために要する時間の合計とします。

（2）町田市立中学校の生徒の自転車通学の許可要件【教育委員会】

自転車通学の許可要件を以下のとおり定めます。また、学校ごとに通学区域の道路や交通環境が異なることから、そのほか学校が必要と認める要件がある場合はこれに加えることができます。

- (ア) 自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に加入していること
- (イ) 自転車の防犯登録を受けていること
- (ウ) ヘルメット（警視庁推奨・安全性を示すマークの付いたヘルメット）を着用して乗車すること
- (エ) 自転車に学校から交付された「自転車通学許可シール」を貼ること
- (オ) 交通規則を厳守すること
- (カ) 歩道と車道の区別のあるところは原則車道を走行すること
- (キ) 自転車を家庭で点検整備すること

（3）許可要件以外の任意要件【学校】

学校の実情に合わせて任意の要件を設定することができます。学校で任意に設定する要件として、例えば以下の要件を加えることも考えられます。

（例）

- (ク) 対物賠償付きの自転車損害賠償保険等に加入していること
- (ケ) 自転車に反射器材に加えて反射シールを貼り付けること
- (コ) 自転車を定期的に点検整備していることを報告すること

（4）学校内でのルールづくり【学校】

学校は、生徒が自転車通学をするにあたり遵守すべきルールを設定します。以下に一例を提示します。学校や地域の道路・交通実情に適したルールを設定してください。

（例）

- ・スピードを抑えて走行すること
- ・レインウェア等を常備し、雨が降った際は着用すること（傘差し運転は法令違反）
- ・接触事故などを避けるため、校内は手押しで移動すること
- ・自転車利用者は○○門から出入りすること
- ・自転車は、所定の場所に整理しておき、駐輪時は必ず鍵をかけること
- ・学校が実施する交通ルール等に関する安全指導等を必ず受けること
- ・自転車通学許可シールを他の生徒に譲渡しないこと

第3 学校での運営管理体制の整備

(1) 自転車通学許可願様式の作成について【学校】

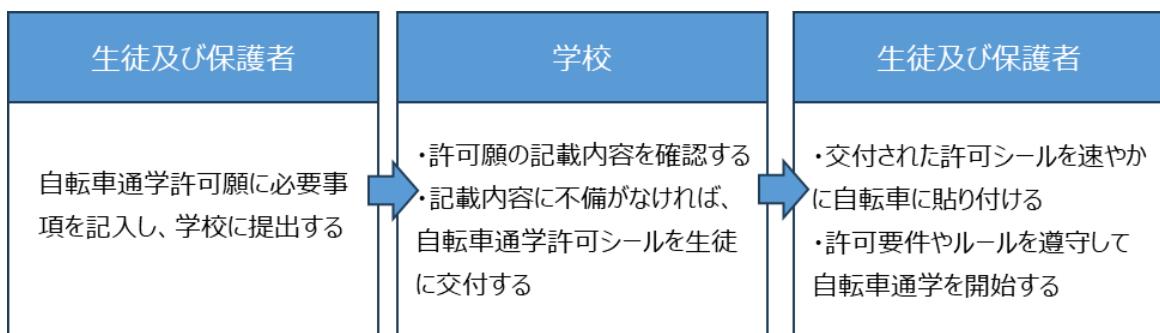
学校は、自転車通学を希望する生徒及び保護者が自転車通学に関する許可要件等、学校の定めるルールを確認及び理解し、その上で申請できるようするために「自転車通学許可願（以下、「許可願」という。）」の様式を作成します。※許可願の参考様式は別紙1のとおり定めます。

(2) 自転車通学の申請及び許可手順について【学校・生徒・保護者】

- ①生徒及び保護者は、自転車通学に関する許可要件や学校の定めるルール等を確認し、その内容に同意した上で許可願に必要事項を記入し、学校に提出します。
- ②学校は、許可願の提出を受けた場合、以下の項目について確認します。

- ・当該生徒が自転車通学の対象者であるか
- ・提出された許可願に記入漏れや誤りがないか
- ・自転車通学の許可要件及び学校で定めた任意要件を遵守することを約束しているか

- ③学校は、当該生徒が自転車通学の対象者であり、かつ、許可願の記入内容に不備がないことを確認できた場合は、許可したことを証する「自転車通学許可シール（以下、「許可シール」という。）」を生徒に交付します。なお、自転車通学の許可期間は許可シールを交付した日から当該年度の3月31日までを上限とします。
- ④生徒は、許可シールを学校から受領後、速やかに許可を受けた自転車に許可シールを貼り付けます。生徒及び保護者は町田市立中学校の生徒の自転車通学の許可要件、任意要件及び学校の定めるルールを遵守し、自転車通学を開始します。
- ⑤翌年度も継続して自転車通学を行う場合、生徒及び保護者は指定された期限までに許可願を学校に提出します。



（3）自転車通学の許可取消について【学校】

自転車通学の許可を受けた生徒が通学区域外に転居または転出した場合は許可を取り消します（転居先が自校の特認地区であり、かつ、自転車通学の対象生徒の要件を満たしていることが改めて確認できた場合、許可は継続となります）。

また、信号無視等の法令違反や危険行為、私有地等への無断駐輪等といった不適切な自転車利用が確認できた場合、学校は生徒に対して指導警告を行い、許可停止の猶予期間を設けて生徒及び保護者に改善を促します。猶予期間内に指導警告した事由が改善されたと判断できた場合は処分を取り消します。

ただし、猶予期間を過ぎても改善が見られない場合は、生徒及び保護者と面談し、改善の見込がないと判断できた場合は指導の上、自転車通学許可の停止（取消）を行います。該当事由と処分内容の詳細は以下に記載しています。

該当事由	処分内容
法令違反・危険行為（信号無視、一時不停止、ブレーキ不良（備えていない）自転車運転、無灯火、ヘルメット未着用、イヤホン等の使用運転、携帯電話使用運転、並進走行、二人乗り、傘差し運転、遮断踏切立入り等指導時点の道路交通法に違反する行為）	初回指導…指導警告後許可停止猶予※1 2回目指導…許可停止（短期間）※2 3回目指導…許可停止（長期間）※2 4回目指導…許可取消※3
改造自転車の運転（法令で定める普通自転車の基準を満たさない自転車の運転）	
私有地での無断駐輪、駐車禁止場所での駐輪	
通学区域外に転居または転出（転居先が特認地区の場合を除く）	許可取消

※1 許可停止猶予期間は、指導警告を行った事由に応じて日数を設定します。

※2 許可停止期間は、指導警告を行った事由と生徒及び保護者との面談結果等から総合的に判断し、設定します。

※3 交通事故の原因となるような「悪質・危険な違反」と警察が認めた場合（いわゆる「赤切符」により処理された場合）、学校は指導回数を問わず許可を取り消すことができます。

（4）自転車通学の管理体制について【学校】

自転車通学者への安全指導

自転車での事故を防ぐためには、生徒に自転車の基本的な交通ルールを認知させていく必要が

あります。また、どのような場合に自転車通学の許可が停止・取消となるのか、交通事故に巻き込まれないためにはどうしたらいいか、生徒一人ひとりが考えることが重要です。

第4で示す交通ルールや通学区域内で特に注意が必要な道路等について、警察等専門家に協力を得ながら新学期や長期休暇前などに生徒に指導するほか、保護者にも理解してもらうために学校だよりなどでも周知しましょう。

自転車の安全利用に関する生徒指導や周知内容は、東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」や東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ（リントレ）」、警察庁が掲載する交通安全教育教材を参考にしてください。

東京都教育委員会 安全教育プログラム

<https://www.anzenedu.metro.tokyo.lg.jp/anzenkyoikuprogram>

東京都 自転車安全学習アプリ「輪トレ（リントレ）」

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/application/0000001815

警察庁 自転車交通安全 交通安全教育教材

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/materials.html>

＜安全指導の例＞

生徒に自転車の基本的な交通ルール等を認知させる仕組みとして、以下に自転車の安全利用に関する指導の一例を提示します。

（例）

- ・学校が毎月実施する安全指導の時間を活用し、自転車通学の生徒か否かを問わず自転車の安全利用の内容を含む交通安全に関する指導を年に1回以上実施
- ・生徒に配布しているクロームブックを利用して、「輪トレ」等自転車安全学習アプリやその他交通安全教育教材を活用した安全教育の実施
- ・スケアード・ストレイト方式による自転車教室や警察等外部専門家の協力による交通安全教室の実施

自転車通学者への自転車の点検促進

自転車の定期的な点検は保護者の責任のもと実施しますが、自転車が走行中に破損し、事故につながる可能性もあるため、生徒・保護者に自転車の定期的なメンテナンス実施を心がけてもらう必要があります。メンテナンスチェックシート（参考様式 別紙2）を作成し、学期始めなど定期的に提出を求めるごとや、パンク修理等簡易な整備手法の指導や近くの自転車専門店の紹介も有効です。

第4 自転車交通ルールの理解促進

自転車通学を行ううえでは、生徒に交通ルールを正しく認識してもらうことが重要です。以下の交通ルールについて学校や家庭内で指導することで理解を促します。

- (1) **自転車安全利用五則（令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）** ※中学生に関連する部分を抜粋

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられるため、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。

歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等がある場合、道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行するのが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車の通行量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険性がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるときは歩道を自転車で通行できます。



自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。歩行者用信号機の青色信号の点滅の意味は、黄色信号と同じです。次の青色信号になるまで待ちましょう。



一時停止標識のある場所、踏切などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

③ 夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



④ ヘルメットを着用

自転車を運転する場合は、事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



(2) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

■乗車用ヘルメットの着用等の努力義務について

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第15条 父母その他の保護者は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう（中略）乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第19条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

■自転車損害賠償保険等への加入義務について

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第27条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、（中略）自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

(保護者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第27条の2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、（中略）自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

(3) 自転車事故の責任及び損害賠償事例について

法律違反をして事故を起こした場合、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。また、相手に怪我を負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

<刑事上及び民事上の責任>

刑事上の責任 重大な過失により相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」となる。

民事上の責任 被害者に対する損害賠償の責任を負う。

<自転車事故の高額賠償事例> 一般社団法人日本損害保険協会

- 高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障がい(言語機能の喪失等)が残った(平成20年:9,266万円)。
- 高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した(令和2年:9,330万円)。

第5 事故に遭ったときの対応（保護者、警察、学校への連絡、けが人の救護）【学校、生徒、保護者】

生徒は、自転車通学時に事故に遭った場合、人身事故・物損事故を問わず、その場で解決しようとせずに必ず保護者、警察、学校へ連絡します。また、事故により相手にけがをさせてしまった場合は、安全な場所に移動させ、応急手当を行います。

学校は、事故の報告を受けたら徒歩通学の場合と同様に、事故の状況を教育委員会に報告します。事故発生時の行動例を提示します。

報告を受けたときの対応【学校】

- ① 報告が必要な事故：負傷の程度に関わらず学校が把握した全ての事故
- ② 報告内容

学校名、生徒名、病状、事故発生日時、事故発生場所、災害発生状況、災害発生に対して学校が取った措置状況、その他参考となる事項、報告者

第6 保護者の責務

自転車通学時に生徒が加害者となるような事態が発生した場合には、生徒と保護者が責任を負うことがあります。そのような事態から生徒を守り、安全で安心な通学をするためには、ご家庭の理解と協力が必要です。以下の項目を実践いただくようお願いします。

① 家庭での安全教育

保護者は、生徒が自転車通学に関する学校のルールや安全指導等を守るように指導をしてください。また、安全な自転車利用のため、ヘルメット着用や交通規則の遵守が必要であること、事故に遭った場合は必ず保護者、警察、学校に連絡することを継続して指導してください。

② 定期的な自転車点検整備

定期的な自転車の点検整備を行うことが事故の予防に有効です。

③ 学校の運営管理への協力

自転車通学許可願の趣旨を理解し、自転車通学に関する学校の運営管理にご協力ください。

第7 地域住民の協力

自転車通学を始めるにあたっては、地域の交通環境に変化を及ぼす可能性があることから、地域の方々のご理解とご協力が不可欠となります。

地域の理解と協力を得るため、地域の地区協議会などの場において自転車通学の開始時期、想定される人数や時間帯などをできるだけ詳細に情報提供をする必要があります。また、通学時間帯が重なることから、近隣の小学校に対しても同様に情報提供を行います。

自転車通学許可願

町田市立

中学校長様

生徒署名

保護者署名

以下の事項に同意の上、記入のとおり申請します。(すべてに✓をつけてください。)

- 自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に加入しています。
- 通学に利用する自転車は防犯登録をしています。
- 自転車乗車時はヘルメット(警視庁推奨の安全性を示すマークがついたもの)を着用します。
- 通学に利用する自転車に学校から交付された「自転車通学許可シール」を貼ります。
- 交通規則を遵守します。
- 歩道と車道の区別のあるところは原則車道を走行します。
- 通学に利用する自転車を家庭で定期的に点検整備を行います。
- その他、自転車通学に関して学校が定める許可要件及びルール並びに自転車利用に関する安全指導を遵守します。

区分 (どちらかに○)		新規	継続		許可番号 (継続の場合)	
学年・クラス	年 組 番	氏名				
住所						
徒步での 通学時間	分	電話番号				
車体 情 報	メーカー		車名		色	
	車体番号			防犯登録番号		
自 転 車 保 険 情 報	保険会社			契約期間	年 月～ 年 月まで	
	補償内容	対人事故補償 対物事故補償 その他の補償	備考() 備考() 内容()	補償上限額() 補償上限額() 補償上限額()		
	種別 (右に記載の番 号から選択)		①「自転車保険」等の名称で販売している傷害保険とのセット商品 ②自動車保険の付帯 ③火災保険の付帯 ④傷害保険の付帯 ⑤クレジットカードの付帯 ⑥会社等の団体保険 ⑦PTA等で募集のある保険 ⑧交通安全協会自転車会員としての保険			

裏面へ

学校記入欄

可否	許可	不許可	許可番号	
許可期間	許可シール 交付日	～	年 月 日	確認者

通学経路

①この地図上にご自宅から学校までの自転車での通学経路を赤色で示し、右記に距離をご記入ください。	⇒	①通学距離 km
②自転車での通学経路と徒步での通学経路が異なる場合は、徒步での通学経路を青色で示し、右記に距離をご記入ください。 ※徒步での通学距離が2.0km未満の場合、自転車通学は許可できません。	⇒	②通学距離 (徒步) km

通学区域図

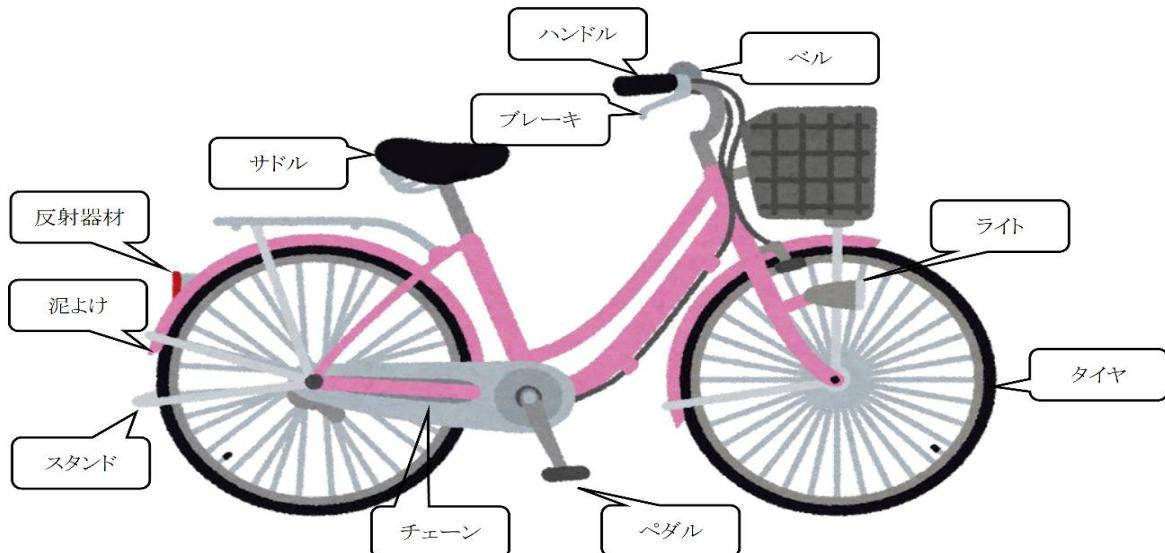
メンテナンスチェックシート

自転車に乗る前には点検整備しましょう

点検整備が不十分な自転車は自転車利用者にとって危険であるばかりでなく、歩行者等の周りの人にも危険を及ぼす恐れがあります。日常的に点検しましょう。

点検日	月 日	学年クラス	年 組	氏名	
-----	-----	-------	-----	----	--

✓部品名称



✓点検項目

- ブレーキはよく効くか
- タイヤに十分に空気が入っているか
- タイヤがすり減っていないか
- ハンドルはガタついていないか
- サドルの位置は自分の体の大きさに合っているか
- 反射器材がついているか
- ペダルはガタついていないか
- ライトは点灯するか
- スタンドはガタついていないか
- 泥よけはガタつきや緩みがないか
- チェーンはスムーズに回転するか
- ベル、ブザーはよく鳴るか

※不具合があつた場合は自転車整備店で整備をしてもらいましょう。